

伊勢原浄水場沈でん池設備整備事業

モニタリング基本計画書（案）

令和8年8月

神奈川県内広域水道企業団

目 次

第1章 総論	2
1 モニタリング基本計画書の位置づけ	2
2 モニタリング実施計画書	2
(1) モニタリング項目	2
(2) モニタリングの時期と方法	2
(3) モニタリング実施内容	2
(4) モニタリング様式	2
(5) その他モニタリングに必要な事項	2
3 モニタリングの方法	2
4 モニタリングの対象業務	2
5 モニタリングの体制	3
(1) 事業者によるセルフモニタリング	3
(2) 企業団によるモニタリング	3
6 モニタリングの実施	3
7 モニタリングの費用負担	3
8 モニタリングの内容	3
9 モニタリングに係る提出書類	4
10 契約内容未達成の場合の措置	5
第2章 設計業務のモニタリング	6
1 概要	6
2 業務履行状況の確認	6
3 設計業務の改善要求	6
第3章 施工（工事）のモニタリング	8
1 概要	8
2 履行状況の確認	8
3 施工（工事）の改善要求	8
第4章 維持管理業務のモニタリング	11
1 概要	11
2 履行状況の確認	11
3 維持管理業務の改善要求	11

第1章 総論

1 モニタリング基本計画書の位置づけ

本モニタリング基本計画書は、伊勢原浄水場沈でん池設備整備事業（以下「本事業」という。）において、要求水準への適合状況、技術提案の実施状況等を確認し、サービス品質の維持や事業継続を確実に担保できるように、企業団が事業者に対して行うモニタリングの基本的な考え方や内容を示すものである。モニタリング基本計画書（案）は、モニタリング実施計画書を作成するための骨子となる。

2 モニタリング実施計画書

モニタリングの項目は、事業者の技術提案により異なる場合がある。そのため、モニタリング実施計画書は、基本契約の締結後に、設計業務、施工（工事）及び維持管理業務について、次の項目を含め事業者が作成し、企業団と協議を行い、承諾を得ること。

（1）モニタリング項目

各業務における要求水準、技術提案内容等をまとめたもので、履行状況を確認するために整理した項目等

（2）モニタリングの時期と方法

モニタリング項目の記録、評価、報告などの時期及び方法

（3）モニタリング実施内容

事業者のセルフモニタリング及び企業団が行うモニタリング※

※事業者が作成するモニタリング実施計画書に企業団のモニタリング体制を統合・反映する。

（4）モニタリング様式

記録、評価及び報告等に関する様式

（5）その他モニタリングに必要な事項

3 モニタリングの方法

モニタリングは、基本的に事業者が日ごろから実施するセルフモニタリングの結果を受けて、企業団が事業者に対して実施するものであり、その結果を反映したモニタリング評価書を企業団が作成する。なお、セルフモニタリングとは、事業者が実施する設計業務、施工（工事）及び維持管理業務が要求水準及び技術提案内容を満足しているか確認する行為であり、チェックリスト等を活用して事業者が自ら実施するものである。

4 モニタリングの対象業務

モニタリングの対象業務は、次の段階毎の業務とする。

- (1) 設計業務
- (2) 施工（工事）
- (3) 維持管理業務

5 モニタリングの体制

モニタリングは、事業者によるセルフモニタリングと企業団によるモニタリングで構成される。

(1) 事業者によるセルフモニタリング

事業者は自ら作成したモニタリング実施計画書に基づき、設計業務、施工（工事）及び維持管理業務が要求水準、技術提案を遵守しているかのモニタリングを行う。

(2) 企業団によるモニタリング

企業団によるモニタリングは、事業者によるセルフモニタリングの結果を踏まえ、事業者から提出された書類を用いて、書面又は対面での報告に基づきモニタリングを行い、評価書を作成する。また、企業団が必要と判断した場合は、現場確認を行う場合がある。

6 モニタリングの実施

セルフモニタリングに係る作業は、事業者の責任で実施する。モニタリングに係る作業及びモニタリング評価書の作成は、企業団の責任で実施する。

7 モニタリングの費用負担

セルフモニタリングに係る費用は、事業者が負担する。

8 モニタリングの内容

項目	事業者	企業団
① 事業開始前	・業務着手までに事業に必要な計画書（以下、計画書等）及び業務開始に必要な書類を作成する。 ・計画書等の中で、設計業務・施工（工事）期間及び維持管理業務期間において、企業団に報告する様式を作成する。 ・計画書等には、要求水準書及び技術提案書で示した内容を実施するための方法等を含める。	・事業に必要な計画書等の内容を確認し、事業者と協議のうえ、承諾する。
② セルフモニタリング	・セルフモニタリングに関する結果を記録する。 ・その記録は企業団の要請があれば随時提出できるように保管する。	・事業者に対して必要に応じて業務報告書の提出を求める。 ・業務の内容が、計画書等に基づき実施しているか確認する。

	・施設の運用に大きな影響を及ぼすと想定される事象が生じた場合は、直ちに企業団に報告する。	
③ 定期モニタリング	・セルフモニタリング及びその他の報告事項を取りまとめて、月及び年度単位で業務報告書の様式にて、モニタリング実施計画書で定める日までに企業団へ提出する。	・業務報告書等の内容を確認し、業務履行状況の評価する。 ・企業団が必要と認めた場合に、本施設の巡回、業務の履行状況の確認、事業者に対する説明要求及び立会確認などを行う。
④ 随時モニタリング	・企業団から説明要求や現場立会などを求められた場合、これらの対応を行う。	・定期モニタリングのほかに、必要に応じて、本施設の巡回、業務の履行状況の確認、事業者に対する説明要求及び立会確認などを行う。 ・企業団が改善要求などを行った場合、事業者からの改善措置が行われていることを確認する。

9 モニタリングに係る提出書類

企業団と事業者が事業を円滑に進められるように、要求水準や技術提案内容の達成に必要な書類やモニタリングチェックシート、効果の検証に必要な書類などをモニタリングに必要な書類として整理する。なお、本計画書では代表的な書類のみを示し、契約後に事業者が作成するモニタリング実施計画書と併せて、提出書類の詳細を企業団と協議して決定する。

提出書類	主な内容	提出時期
①計画書等	・技術提案内容に記載されている事項等を実施するための方法、工程等を記載した書類 (計画書には、施工計画書、業務計画書、業務責任者届等を含む)	事業・業務開始前
②セルフモニタリングチェックシート	・各種書類の提出状況や要求水準、技術提案内容等の達成状況を確認するための書類	同上
③モニタリング実施計画書	・セルフモニタリングの実施体制や時期、報告内容等を計画した書類 (②のチェックシートを含む)	同上
④工事関係書類	・工事に関する書類 (日報、施工体制台帳、承諾書など)	工事期間中適宜
⑤維持管理関係書類	・維持管理に関する書類 (点検記録、点検報告書、修繕計画書、委託概要書、修繕報告書等)	維持管理中適宜

⑥業務報告書	・各施工、維持管理業務が完了した後の報告書類（完成図書、マニュアル等を含む） ・モニタリング報告書	企業団が指定
--------	--	--------

10 契約内容未達成の場合の措置

企業団は、設計業務、施工（工事）及び維持管理業務において実施されたモニタリングの結果、事業者の責めにより本施設の機能停止に至る事象が確認された場合又は提出された計画書等の内容が達成されていないことが確認された場合には、事業者に対して改善又は修正を要求若しくは指示し、本事業における責任者（統括責任者、業務責任者等）の変更、違約金の請求、契約解除の措置を講ずることができる。

また、企業団への信用失墜行為として、企業団の管理責任を厳しく問われるような重大な虚偽報告（点検結果や修繕結果の虚偽報告など）や本事業の運営に重大な影響を与える法令違反（廃棄物の不法投棄、騒音、振動など）が認められた場合も、企業団は契約を解除することができる。なお、違約金の請求については、総合評価方式ガイドラインや伊勢原浄水場沈でん池設備整備事業実施要綱を参照すること。

第2章 設計業務のモニタリング

1 概要

設計業務におけるモニタリングは、本事業の設計業務に係る要求水準等の履行確保を図るために行うものである。

事業者は、設計業務の履行について、業務の履行に伴い提出する書類や実際の業務状況を基に、要求水準等の内容を満たしているかセルフモニタリングを行い、企業団に書面で報告する。

企業団は、事業者が実施したセルフモニタリング報告書の内容に基づき、要求水準等の達成状況を確認する。

また、事業者は設計業務の進捗状況について、企業団へ定期的に報告し、企業団はその結果を確認する。

2 業務履行状況の確認

企業団は、業務報告書を基に、業務履行状況、設計図書などの作成状況、問題点・課題等について、必要に応じて事業者に確認する。

3 設計業務の改善要求

企業団は、モニタリングの結果、事業者が行う設計業務において、要求水準及び技術提案などが未達成の場合、設計図書等の改善や修正を要求又は指示することができる。

事業者は、これらの要求又は指示に基づき、必要に応じて企業団と協議を行い、対応方針を定め、自らの費用負担により改善措置を講ずる。

表1 設計業務モニタリング分担表

■設計業務モニタリング（分担例）

業務項目	細目		内容	役割分担		時期	備考
				企業団	事業者		
モニタリング準備	モニタリング基本計画書(案)		モニタリング基本計画（概要）の提示	作成	確認	入札公告時	
	モニタリング実施計画書		モニタリング実施計画の作成	承諾	作成	事業開始前	要求水準事項確認計画書を含む
セルフモニタリング	セルフモニタリング報告書		要求水準、提案書等に対する対応状況	確認	作成・管理	随時	要求水準事項確認報告書を含む
モニタリング	モニタリングチェックシート			確認	作成	随時	
	モニタリング評価書		要求水準、提案書等に対する対応状況	作成	確認	随時	
協議	業務打合簿		設計内容の質疑、提案等の確認	確認	作成	打合毎	
契約	業務着手	着手届	着手届 技術者等の経歴書 資格証（写）（法律に係る場合）	承諾	作成	契約後7日以内	設計・工事共通 工事着手届を含む
	内訳明細表			合意	作成・合意	契約後	設計・工事共通 工事内訳明細表を含む
	事業者への通知		監督員通知	作成・通知	受領	契約後	設計・工事共通
各種申請	許認可等に係る申請		企業団が申請するもの	確認・申請	作成 （協議含む）	必要に応じて	
			事業者が申請するもの ※企業団名義で申請するものも含む	確認・（委任）	作成・申請 （協議含む）	必要に応じて	
工程管理	履行状況確認		履行状況報告	確認	作成	毎月	
			工程の進捗管理	確認	作成・管理	毎月	
調査	検便結果報告書		衛生管理	確認・保管	実施・作成	現場調査前	必要に応じて、届出後14日以内 赤痢菌・腸チフス菌・パラチフス菌及び0157
完成	成果品		実施設計図書等の成果品の確認	確認	作成	検査前	
	出来高精算資料		出来高の確認	確認	作成	出来高精算時	工事完成前に設計業務の 対価を求める場合
検査	引渡書		設計成果物の引渡	確認	作成	検査後	
内部調整	企業団内外部での調整等		議会対応・統括電気主任技術者との協議など	実施	支援 （必要に応じ）	必要に応じて	

※その他、契約書等に記載されている必要書類（内容変更時含む）については、双方で協議し取扱いについて決定

◆備考

「確認」：監督員、検査員又は請負人が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめること

「承諾」：発注者若しくは監督員または請負人が書面により同意すること

第3章 施工（工事）のモニタリング

1 概要

施工（工事）におけるモニタリングは、本事業の施工（工事）に係る要求水準等の履行確保を図るために行うものである。

事業者は、施工（工事）に伴い提出する書類や実際の施工状況を基に、要求水準等の内容を満たしているかセルフモニタリングを行い、企業団に書面で報告する。

企業団は、事業者が実施したセルフモニタリング報告書の内容に基づき、要求水準等の達成状況を確認する。

また、事業者は工事工程及び工事の進捗状況について、企業団へ定期的に報告し、企業団はその結果を確認する。

2 履行状況の確認

企業団は、業務報告書を基に、工事実施状況、工事工程、問題点・課題等について、必要に応じて事業者を確認する。

3 施工（工事）の改善要求

企業団は、モニタリングの結果、事業者が行う施工（工事）において、設計図書通りの工事が実施されていない場合や要求水準及び技術提案などが未達成の場合、工事の改善や手直しを要求又は指示することができる。また、場合によっては企業団から事業者に対して工事成績評定点の減点、違約金の請求ができる。

事業者は、これらの要求又は指示に基づき、必要に応じて企業団と協議を行い、対応方針を定め、自らの費用負担により改善措置を講ずる。

表2 施工（工事）モニタリング分担表（案）

■施工（工事）モニタリング（分担例）

業務項目	細目		内容	役割分担		時期	備考
				企業団	事業者		
モニタリング準備	モニタリング基本計画書(案)		モニタリング基本計画（概要）の提示	作成	確認	入札公告時	
	モニタリング実施計画書		モニタリング実施計画の作成	確認・承諾	作成	事業開始前	要求水準事項確認計画書を含む
セルフモニタリング	セルフモニタリング報告書		要求水準、提案書等に対する対応状況	確認	作成	随時	要求水準事項確認報告書を含む
モニタリング	モニタリングチェックシート			確認	作成	随時	
	モニタリング評価書		要求水準、提案書等に対する対応状況	作成	確認	随時	
協議	工事打合簿		工事に関する質疑、提案等の確認	確認	作成	打合毎	
契約	工事着手	工事着手届、現場代理人等通知書	工事着手届（現場代理人等通知含む） 工事工程表 建設業法による現場代理人及び主任技術者等の経歴書 技術者資格証（写）	承諾	作成	契約後7日以内	設計・工事共通 設計も各届に含む
		内訳明細表		合意	作成・合意	契約後	設計・工事共通 設計も内訳明細表に含む
	コリンズ		受注時登録	確認	作成	契約後10日以内	
	事業者への通知		監督員通知	作成・通知	受領	契約後	設計・工事共通
	建設リサイクル		説明書	確認	作成・説明	契約前	
	各種保険等の加入届出書		保険契約通知書、建退共加入	確認	作成	契約後	
各種申請	許認可等に係る申請		企業団が申請するもの	確認・申請	手続・作成	随時	
	許認可等に係る申請		事業者が申請するもの ※企業団名義で申請するものも含む	確認・（委任）	手続・申請 報告	随時	
準備	施工前	施工計画書	施工計画（共通仕様書に準ずる）	確認	作成	各工種施工前	
			機器、材料（機器仕様書、使用材料など）			製作、発注前	どこまで求めるかは協議により決定
			施工（施工図、施工要領書、搬入計画書など）			施工前	どこまで求めるかは協議により決定
			試運転実施計画書			試運転実施前	
		施工体制	施工体制台帳（写） （施工体系図、下請通知書、下請契約書写等）	確認	作成	施工前	
		検便結果報告書	衛生管理	確認・保管	実施・作成	現場作業前	赤痢菌・腸チフス菌・パラチフス菌及び0157
	住民広報	事前説明等	自治会長等への事前説明 説明会の各種調整（日程、会場等）	確認・実施	作成・実施	必要に応じて	
		周辺住民説明	説明会資料の作成 説明会の実施	開催	同席・説明	必要に応じて	
		工事お知らせ回覧等	工事広報板 路上工事看板	確認	作成	必要に応じて	
工事	施工	埋設物調査表	埋設物調査、チェックリスト作成など	確認・立会	作成・調査	掘削作業前	
		段階確認検査	立会確認	立会・確認	要請	随時	
		工程表	全体、月間及び週工程	確認	作成・管理	随時	
		日報等	履行管理	確認	作成	随時	
		安全衛生協議会議事録等	安全管理	確認	作成	随時	
		品質管理記録	品質管理（試験、試運転含む）	確認・承諾	作成	試験後	
		出来形管理資料	竣工図書、数量計算書等	確認・承諾	作成	出来形検査時	
		建設副産物等	マニフェスト等	確認	作成	完成時	
	渉外	対外折衝	協議調整結果	確認・承諾	作成	随時	
		苦情処理	住民、通行者等からの苦情処理状況	確認・承諾	報告	随時	
		事故	報告書	確認	作成	随時	
			事故原因・改善 事業者への聞き取り調査、現場調査、各種検討等に基づく見解書の作成	確認	作成	随時	
	設計変更	設計変更資料		確認	作成	随時	変更が発生した場合
		変更設計協議書		作成・協議	協議	随時	
		設計変更通知		作成	確認	協議後	

業務項目		細目	内容	役割分担		時期	備考
				企業団	事業者		
工事	出来高精算	出来形検査申請書	工場立会検査による出来高も含む	承諾	作成	随時	
		竣工図書等	竣工図書、工事状況写真等	確認	作成	検査前	
		出来高精算資料	請求書等	確認	作成	出来高清算時	
		物価スライドへの対応	適用・基準日等	確認・承諾	作成	必要に応じて	
	完成	完成届		承諾	作成	完成時	
		成果品	竣工図書、工事状況写真等	確認	作成	検査前	
		出来高精算資料	出来高検査申請書、出来高調書	確認	作成	出来高清算時	
		引渡書	工事成果物の引渡	確認	作成	検査後	
		建設リサイクル	再資源化報告	確認	作成	工事完了時	
		コリンズ	完成時登録	確認	作成	完成後10日以内	
	検査	検査受検	現場、書類	検査	受検	届け後14日以内	
		結果通知	通知	作成・通知	確認	検査後	
	その他検査	企業団が受検主体となる検査	水道施設検査、その他検査	受検	作成・支援	必要に応じて	
		事業者が受検主体となる検査	その他検査	検査	作成・受検	必要に応じて	
	内部調整	企業団内外部での調整等	議会対応・統括電気主任技術者との協議等	実施	支援	必要に応じて	

※その他、契約書や工事等共通仕様書、建築工事監理共通仕様書等に記載されている必要書類（内容変更時含む）については、双方で協議し取扱いについて決定

◆備考

「確認」：監督員、検査員又は請負人が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめること

「承諾」：発注者若しくは監督員または請負人が書面により同意すること

第4章 維持管理業務のモニタリング

1 概要

維持管理業務におけるモニタリングは、本事業の維持管理業務に係る要求水準等の履行確保を図るために行うものである。

事業者は、維持管理業務の履行について、業務の履行に伴い提出する書類や実際の業務状況を基に、要求水準等の内容を満たしているかセルフモニタリングを行い、企業団に書面で報告する。

企業団は、事業者が実施したセルフモニタリング報告書の内容に基づき、要求水準等の達成状況を確認する。

また、企業団が必要と認めた場合は、履行状況の確認のため、現地確認を行う。

2 履行状況の確認

企業団は、業務報告書を基に、業務履行状況、危機管理対応、課題等について、必要に応じて事業者を確認する。

3 維持管理業務の改善要求

企業団は、モニタリングの結果、事業者が行う維持管理業務において、要求水準及び技術提案などが未達成の場合、業務改善や不適事項への対処を要求又は指示し、是正が認められない場合は、事業者に対して業務責任者などの変更、違約金の請求又は契約解除などの措置を行うことができる。

事業者は、これらの要求又は指示に基づき、必要に応じて企業団と協議を行い、対応方針を定め、自らの費用負担により改善措置を講ずる。

表3 維持管理業務モニタリング分担表（案）

■維持管理業務モニタリング（分担例）

業務項目			細目	内容	役割分担		時期	備考
					企業団	事業者		
モニタリング準備	モニタリング基本計画書(案)		モニタリング基本計画（概要）の提示	作成	確認	入札公告		
	モニタリング実施計画書		モニタリング実施計画の作成	承諾	作成	事業開始前（引継期間除く）		改訂は随時
セルフモニタリング	セルフモニタリング報告書		要求水準、提案書等に対する対応状況	確認	作成	随時		
モニタリング	モニタリングチェックシート			確認	作成	随時		
	モニタリング評価書		要求水準、提案書等に対する対応状況	作成	確認	随時		
協議	業務打合簿		業務に関する質疑、提案等の確認	確認	作成	打合毎		
契約	業務責任者届		業務着手・業務責任者選任	承諾	作成	契約後		
	内訳明細表			合意	作成・合意			
各種業務計画等	総合維持管理業務計画書		「沈んでん池機器維持管理要領」含	承諾	作成	運転維持管理開始前		改訂は随時
	年間維持管理業務計画書		工程表、体制、主要業務従事者一覧（資格等含む）	承諾	作成	毎年2月末日まで		初年度は業務開始前まで
	委託概要書		計画修繕内容含む	承諾	作成	毎年7月まで		根拠資料添付
	各種マニュアル			確認（必要時）	作成			改訂は随時
	作業票（修繕・点検）			承諾	作成	作業30日前に		施設管理システム要領書を添付し提出
維持管理業務	維持管理	業務報告書（日報）		作業当日報告、次回作業連絡	確認	作成	翌日12時まで	作業後都度
		業務報告書（月報）		実施状況	確認	作成	翌月10日まで	
		故障・異常発生報告書		事故内容等	確認	作成	確認後速やかに	
		各修繕報告書		修繕実施報告	確認	作成	作業終了後1か月以内に	施設管理システム
		各点検報告書		点検実施報告（年次・精密等）	確認	作成	作業終了後1か月以内に	施設管理システム
		計画外修繕対応確認書		計画外修繕の対応方針伺い（金額見積提示含む）	確認	作成	適時	
		計画外修繕対応回答書		計画外修繕範囲の対応方針回答	作成	確認	確認書受領後速やかに	
		年間維持管理業務報告書			承諾	作成	毎年3月末日まで	
		総合維持管理業務報告書			承諾	作成	事業完了年度3月末日まで	
		検便結果報告書		衛生管理	確認・保管	実施・作成		赤痢菌・腸チフス菌・パラチフス菌及び0157
	渉外	対外折衝		協議調整結果	確認・承諾	作成	随時	
		苦情処理		住民、通行者等からの苦情処理状況	確認・承諾	報告	随時	
		事故	報告書	事故発生報告等	確認	作成	随時	
			事故原因・改善	事業者への聞き取り調査、現場調査、各種検討等に基づく見解書の作成	確認	作成	随時	
完了確認・請求	完了確認		委託業務完了届と年間維持管理業務報告書	確認	作成・提出	各年度末		
	委託業務完了届		履行状況を確認し支払	承諾	作成	業務完了年度		
	請求書				作成	委託業務完了年度3月末日		
現地確認	現地確認・成果物確認		単独または合同による確認	立会（必要に応じ）	立会（必要に応じ）	随時		
改善提案	改善提案		改善に関する提案	検討	作成	随時		
内部調整	議会対応・企業団内部での調整等			実施	支援（必要に応じ）	随時		
引き渡し	事業引き渡し計画書			承諾	作成	事業終了1年前		
	事業引き渡し報告書			承諾	作成	事業最終年度の定める期限		

※その他、契約書や要求水準書等に記載されている必要書類（内容変更時含む）については、双方で協議し取扱いについて決定

◆備考

「確認」：監督員、検査員又は請負人が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめること

「承諾」：発注者若しくは監督員または請負人が書面により同意すること